

## 「みんなのサークル」のコーナーで会員を募集しませんか？

### 掲載できるサークル

- \* 稲沢市民が中心となり、市内の公共施設で主に活動している
- \* 会員が3人以上在籍し、6カ月以上継続的に活動している

### 掲載できないサークル

- \* 政治・宗教・営利活動を主たる目的としたもの、関連のあるものや誤解される恐れがある
- \* 特定の個人・団体の宣伝、勧誘または支援を目的としている
- \* 行政広報の公共・公益・中立性を損なう恐れがある など

申 申込用紙に記入の上、持参、FAX (23-1489)、Eメール (kohokaiinbosyu@city.inazawa.aichi.jp) でシティプロモーション課 (☎32-1126)、支所、市民センターへ ※用紙は申込先で配布。市のホームページからダウンロード可

他 詳しくは、ID 1006048 で確認してください

### 注意事項

- ・ 営利目的と誤解される恐れがあるため、講師や講師と生計を一にする方は、申し込みの「申請者」や「問合せ」となることはできません ※謝礼が発生しない場合は可
- ・ 入会金や月会費が、それぞれ「3,000円」を超える場合は、申込用紙と一緒にサークル活動における収支報告の提出が必要となります



申込締切日

1月17日(水) (必着)

## 学校施設整備基本計画（案）パブリックコメントを実施します

児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化などを受け、将来的な学校施設の建て替えを視野に、学校再編を含む学校施設の整備に関する基本計画の策定を進めています。この計画（案）を公表し、広く意見を募集します。 ※結果は、市のホームページで公表し、個別には回答しません

募集期間 1月10日(水)～2月9日(金)

閲覧場所 市役所市民ホール、庶務課、支所、市民センター ※市のホームページからも閲覧できます

提出方法 計画案に対する意見と住所、氏名、電話番号を記入の上、持参、郵送 (〒492-8269 住所不要)、FAX (32-1196) または ID 1010684 から庶務課 (☎32-1435)へ



### ●計画（案）説明会を開催します

申 各開始時間の30分前から会場にて受け付け ※会場の定員に達し次第受け付けを終了します

開催地区	日時	場所
稲沢地区	1月12日(金)、午前10時	稲沢市民センター 研修室1・2
小正・下津地区	1月15日(月)、午後2時	下津市民センター 研修室
明治地区	1月16日(火)、午前10時	明治市民センター 研修室
千代田地区	1月17日(水)、午後2時	千代田市民センター 研修室
大里地区	1月22日(月)、午前10時	大里西市民センター 大研修室
祖父江地区	1月18日(水)、午後2時	祖父江生涯学習センター「ソプエル」 多目的ホール
平和地区	1月23日(火)、午後2時	平和支所第2・第3 会議室

## 確定申告・市県民税申告（相談）会は完全予約制です

### 申告(相談)時間 下表

※完全予約制（30分単位で枠を設定）  
※記載済みの申告書の検算や記載内容の確認を依頼するために入場する場合も予約が必要

予約受付期間 2月1日(木)午前9時～3月15日(金)  
※市のホームページ、コールセンター専用ダイヤル (☎0587-32-2620) などで予約

他 予約方法など詳しくは、広報2月号で確認してください

問 課税課 ☎32-1205

### 申告(相談)期間・会場 ※土日祝を除く

時 2月16日(金)～3月15日(金)、午前8時45分～午後4時45分  
場 市役所大会議室

時 2月16日(金)～29日(木)、午前8時45分～午後4時15分  
場 平和支所第2・第3会議室

時 3月5日(火)～15日(金)、午前8時45分～午後4時15分  
場 祖父江支所大・小会議室



### 一宮税務署から確定申告に関するお知らせ

令和5年分の還付申告は1月から可能です。一宮税務署では、2月15日(木)まで還付申告の相談を行っています。手続きは原則、自身のスマートフォンを使用するため、事前予約の上スマートフォン、マイナンバーカードを持参してください。

※マイナンバーカード取得時に設定した2種類のパスワード（数字4桁および英数字6文字以上16文字以下）が必要  
※電話による事前予約制（枠には限りがあります）

予約・問合せ 一宮税務署 0586-72-4331



## 住民税非課税世帯などを対象に臨時特別給付金を支給します

物価高騰による家計への影響が特に大きい低所得世帯（住民税非課税世帯）を対象に、臨時特別給付金を1世帯当たり7万円支給します。

他 詳しくは、ID 1011079 で確認してください  
問 福祉課 ☎32-1278

対 基準日（令和5年12月1日）時点で市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度住民税が非課税である世帯

令和5年度住民税の課税状況に基づき、該当すると思われる世帯に順次お知らせを送ります